

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは翌日)

目次

◇規

則 職員給与に関する条例及び特別職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(人事課)

◇教委規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(現業職員給与に関する規則の一部を改正する規則(教職員課))

公布された規則のあらまし

◇現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

- 一 給料表の改定
給料表の全給料月額を引き上げることとした。(別表第一関係)
- 二 初任給基準の改定
初任給の基準に係る給料月額を現行「一〇六、六〇〇円」か

ら「一一七、三〇〇円」に引き上げることとした。(別表第三関係)

三 施行期日等

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成二年四月一日から適用することとした。
- 2 一に伴う所要の経過措置を講ずることとした。

職員の給与に関する条例及び特別職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十五号

職員の給与に関する条例及び特別職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の給与に関する条例及び特別職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二年十二月鳥取県条例第二十五号)の施行期日は、平成二年十二月二十六日とする。

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	101,800	185,100	227,700	275,800
2	105,000	193,200	236,300	285,300
3	108,100	201,400	244,800	294,900
4	111,000	210,000	253,300	304,600
5	113,600	218,800	261,600	314,300
6	117,300	227,300	270,000	323,900
7	121,200	244,800	274,800	333,300
8	125,600	253,300	284,100	342,600
9	130,800	261,600	293,400	351,500
10	136,100	270,000	302,900	357,900
11	141,200	274,800	312,500	367,800
12	149,900	284,100	321,900	377,300
13	157,200	293,400	331,100	386,600
14	162,900	302,900	340,000	394,200
15	167,700	312,500	348,200	401,300
16	176,400	321,900	354,800	406,000
17	183,200	331,100	361,000	410,400
18	190,700	340,000	366,400	414,800
19	193,100	348,200	372,700	418,900
20	205,400	354,800	378,200	422,700
21	218,800	361,000	383,000	
22	227,300	365,500	387,400	
23	235,600	369,800	391,700	
24	243,800	374,000	395,800	
25	251,700	378,200	399,500	
26	261,600	382,300		
27	270,000	386,200		
28	278,200	389,800		
29	286,300			
30	294,100			
31	301,700			
32	309,100			
33	315,200			
34	320,800			
35	325,900			
36	330,100			
37	334,100			
38	337,600			
39	340,800			
40	344,100			
41	347,400			
42	350,600			
43	353,500			
44	356,300			

鳥取県規則第六十六号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)

の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

別表第一の三の一級の項中「10号給」を「11号給」と、「11号給」を「12号給」に、「21号給」を「20号給」に、「22号給」を「21号給」に改める。

別表第三の表中「一〇六、六〇〇円」を「一七、三〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の三の一級の項の改正規定（「21号給」を「20号給」に、「22号給」を「21号給」に改める部分に限る。）は、平成三年四月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第七項において同じ。）による改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二年四月一日から適用する。（給料月額の見直し）

3 その者の属する職務の級が一級である職員（以下「一級職員」という。）のうち、平成二年四月一日（以下「切替日」という。）からこの規則の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）においてその者の受ける号給が十一号給である職員が当該号給を受ける期間における改正後の規則別表第一の規定の適用については、同表の一級の欄中「141,200」を「143,100」とする。

4 切替日から平成三年三月三十一日までの間の改正後の規則別表第一の規定の適用については、同表の一級の欄中「218,800」とあるのは、「211,800」とする。

(特定の号給の切替え等)

5 一級職員のうち、切替日の前日においてその者の受ける号給が五号給

である職員の切替日における号給は、六号給とし、これを受ける期間に
通算されることとなる期間は、知事が定める。

(最高号給を超える給料月額の見直し)

6 切替日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

7 切替期間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、知事の定める職員の改正後の規則の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、知事が定める。

(給与の内払)

8 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額の切替表

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
348,100 ^円	359,100 ^円	381,600 ^円	393,400 ^円	391,100 ^円	403,200 ^円	413,800 ^円	426,500 ^円
350,900	361,900	385,200	397,000	394,800	406,900	417,600	430,300
353,700	364,700	388,800	400,600	398,500	410,600	421,400	434,100
356,500	367,500	392,400	404,200	402,200	414,300	425,200	437,900
359,300	370,300	396,000	407,800	405,900	418,000	429,000	441,700

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年十二月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第十号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	101,800	185,100	227,700	275,800
2	105,000	193,200	236,300	285,300
3	108,100	201,400	244,800	294,900
4	111,000	210,000	253,300	304,600
5	113,600	218,800	261,600	314,300
6	117,300	227,300	270,000	323,900
7	121,200	234,800	274,800	333,300
8	125,600	253,300	284,100	342,600
9	130,800	261,600	293,400	351,500
10	136,100	270,000	302,900	357,900
11	141,200	274,800	312,500	367,800
12	149,900	284,100	321,900	377,300
13	157,200	293,400	331,100	386,600
14	162,900	302,900	340,000	394,200
15	167,700	312,500	348,200	401,300
16	176,400	321,900	354,800	406,000
17	183,200	331,100	361,000	410,400
18	190,700	340,000	366,400	414,800
19	198,100	348,200	372,700	418,900
20	205,400	354,800	378,200	422,700
21	218,800	361,000	383,000	
22	227,300	365,500	387,400	
23	235,600	369,800	391,700	
24	243,800	374,000	395,800	
25	251,700	378,200	399,500	
26	261,600	382,300		
27	270,000	386,200		
28	278,200	389,800		
29	286,300			
30	294,100			
31	301,700			
32	309,100			
33	315,200			
34	320,800			
35	325,900			
36	330,100			
37	334,100			
38	337,600			
39	340,800			
40	344,100			
41	347,400			
42	350,600			
43	353,500			
44	356,300			

別表第一の三の一級の項中「10号給」を「11号給」に、「11号給」を「12号給」に、「21号給」を「20号給」に、「22号給」を「21号給」に改める。

別表第三の表中「一〇六、六〇〇円」を「一七、三〇〇円」に、「九八、五〇〇円」を「一〇八、一〇〇円」に改める。

附 則
(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の三の一級の項の改正規定(「21号給」を「20号給」に、「22号給」を「21号給」に改める部分に限る。)は、平成三年四月一日から施行する。

2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第七項において同じ。)による改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成二年四月一日から適用する。

(給料月額の読替え)

3 その者の属する職務の級が一級である職員(以下「一級職員」という。)のうち、平成二年四月一日(以下「切替日」という。)からの規則の施行の前日までの間(以下「切替期間」という。)においてその者の受ける号給が十一号給である職員が当該号給を受ける期間における改正後の規則別表第一の規定の適用については、同表の一級の欄中「141,200」とあるのは、「143,100」とする。

4 切替日から平成三年三月三十一日までの間の改正後の規則別表第一の規定の適用については、同表の一級の欄中「218,800」とあるのは、「211,800」となる。

(特定の号給の切替え等)

5 一級職員のうち、切替日の前日においてその者の受ける号給が二号給又は五号給である職員の切替日における号給は、それぞれ三号給又は六号給とし、これらを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会が定める。

(最高号給を超える給料月額切替え等)

6 切替日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

7 切替期間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、教育委員会の定める職員の改正後の規則の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、教育委員会が定める。

(給与の内払)

8 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払と

みなす。

(その他)

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額の切替表

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
348,100 円	359,100 円	381,600 円	393,400 円	391,100 円	403,200 円	413,800 円	426,500 円
350,900	361,900	385,200	397,000	394,800	406,900	417,600	430,300
353,700	364,700	388,800	400,600	398,500	410,600	421,400	434,100
356,500	367,500	392,400	404,200	402,200	414,300	425,200	437,900
359,300	370,300	396,000	407,800	405,900	418,000	429,000	441,700